商工建設常任委員会資料 (補正第17号分)

令 和 3 年 1 2 月 7 日 商 工 観 光 労 働 部

/**------**目 次

(頁数)

○ 令和3年度一般会計補正予算(第17号) ------

I 補正予算

〇 議案第20号 令和3年度 宮崎県一般会計補正予算 (第17号)

商工観光労働部一般会計歳出

(単位:千円)

(単位:千円)

補正前の額	補正額	補正後の額	
61, 769, 267	▲ 37, 780	61, 731, 487	

(参考)

補正予算第17号の内訳(観光推進課)

事 类 点	14 T 24	壮 丁 <i>烟</i>	内 訳		14 T W	
事業名	補正前	補正額	国庫支出金(地域観光事業支援)	国庫支出金 (地方創生 臨時交付金)	補正後	
宿泊事業者による感 染拡大防止策等支援 事業	1, 429, 680	▲ 748, 680	▲ 516, 680	▲ 232, 000	681,000	
県民県内旅行(ジモ・ミヤ ・タビ)キャンペーン事 業	3, 195, 300	674, 680	516, 680	158, 000	3, 869, 980	
教育旅行誘致・定着 促進事業	79, 990	36, 220	0	36, 220	116, 210	
合 計	4, 704, 970	▲ 37, 780	0	▲ 37, 780	4, 667, 190	

令和3年度 商工観光労働部予算

9月補正後予算額

今回補正額(案)

621億1, 845万2千円 1億1, 966万円 ▲3, 778万円 (補正第16号) (補正第17号)

補正後の額 622億 33万2千円

〇課別予算一覧

	נינלא	予算一覧	0.日建工後	壮丁竺10 D	建工签17 日	建工後の短
会		課名	9月補正後 予算額	補正第16号 補正額(案)	補正第17号 補正額(案)	補正後の額
計		- 本 1	ア昇領(ア)	神正領(来) (イ)	神正領(条)	(ア)+(イ)+(ウ)
П			千円	(97)	(7)	千円
	- 22- 5	工政策課				
	问	工以來味	49,239,576	Ü	O	49,239,576
		₩ 1= tm =m				
	- 企業振興課		1,761,649	0	0	1,761,649
4.5	_					
般	雇	用労働政策課	2,006,367	0	0	2,006,367
	企	業立地推進局				
会	企	業立地課	774,024	0	0	774,024
計	毎日	観光推進課	6,760,374	119,660	▲ 37,780	6,842,254
	光					
	経	オールみやざき				
	済	営業課	1,107,617	0	0	1,107,617
	父法					
	観光経済交流局					
	5	計	7,867,991	119,660	▲ 37,780	7,949,871
		計	61,649,607	119,660	▲ 37,780	61,731,487
	商	工政策課	353,658	0	0	353,658
l						
特別会計						
加全	観	光推進課	115,187	0	0	115,187
計						
1						
	計		468,845	0	0	468,845
商工観光労働部 合計		見光労働部 合計	62,118,452	119,660	▲ 37,780	62,200,332

県民県内旅行(ジモ・ミヤ・タビ)キャンペーン事業

観光推進課

1 事業の目的・背景

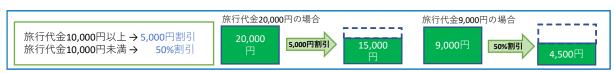
新型コロナウイルス感染症による影響により落ち込んでいる旅行需要を回復するため、 国の地域観光事業支援を活用し、県民<u>や隣県(熊本県、大分県、鹿児島県)在住者等</u>向け の県内宿泊・日帰り旅行の割引支援を行うとともに、県内限定で使用できるクーポンを発 行する。

2 事業の概要

- (1) 補 正 額 674,680千円(補正後の額3,869,980千円)
- (2) 財源 国庫(地域観光事業支援、地方創生臨時交付金)
- (3) 事業期間 令和3年度
- (4) 事業主体 公益財団法人宮崎県観光協会
- (5) 事業内容
 - ① 県内宿泊・日帰り旅行割引

県民や隣県在住者等の県内宿泊・日帰り旅行の割引を実施する。

割引額:宿泊旅行の場合、1人泊当たり旅行代金の最大50%(上限5,000円) 日帰り旅行の場合、1人当たり旅行代金の最大50%(上限5,000円)



② 県内限定クーポン発行

県民や隣県在住者等が県内限定で利用可能なクーポンを発行する。

クーポン額:宿泊旅行の場合、1人泊当たり最大2,000円(※) 日帰り旅行の場合、1人当たり最大2,000円

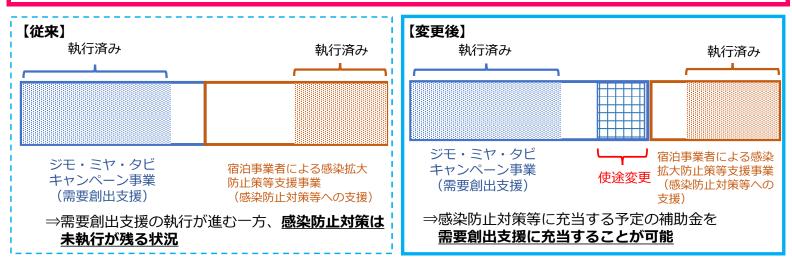
※ 分散型旅行を促進するため、平日(日~金)の宿泊旅行については、1人泊 当たり最大2千円の上乗せ

3 事業の効果

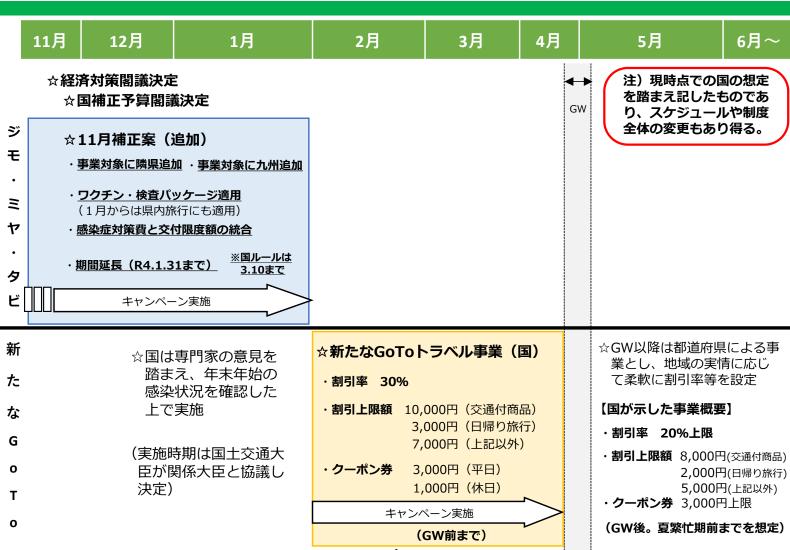
県民<u>や隣県在住者等</u>向けの県内宿泊・日帰り旅行の割引支援や、県内限定で使用できる ジモ・ミヤ・タビ クーポンを発行することにより、宿泊業はもとより、地域のお土産店や 飲食店、地域交通機関など、幅広い観光関連産業の事業回復が期待できる。

【国による変更のポイント】

- ◆ 「需要創出(県民割)支援」と「感染防止対策等への支援」に係る補助金について、 従来は両事業それぞれの交付限度額を定め、執行は別個に管理することとしていた。
- ◆ 今般、**両事業の交付限度額を一本化**し、都道府県ごとの実情に応じ、**配分を柔軟に** 変更することを可能とした。



ジモ・ミヤ・タビ キャンペーン、新たなGoToトラベル事業の流れ(想定)



教育旅行誘致・定着促進事業

観光推進課

1 事業の目的・背景

コロナ禍における県内での教育旅行の誘致・定着化を図るため、貸切バス借上げ費用や、旅行会社が本県での教育旅行を受注・催行する際の商品企画開発費を助成する。

2 事業の概要

- (1) 補 正 額 36,220千円(補正後の額116,210千円)
- (2) 財源 国庫(地方創生臨時交付金)
- (3) 事業期間 令和3年度
- (4) 事業主体 公益財団法人宮崎県観光協会
- (5) 事業内容
 - ① 貸切バス借上げ費用の助成 県内外の小中学校等が本県で教育旅行を実施する際、貸切バス借上げ費用を助成 する。(1台あたり50,00円/日)
 - ② 教育旅行商品企画開発費の助成 旅行会社が本県での教育旅行を受注・催行する際、商品企画開発費を助成する。 (1人泊あたり2,000円)

3 事業の効果

教育旅行の実施に要する費用を支援することにより、教育旅行の誘致・定着化が図られ、児童・生徒が本県の魅力を知る機会の創出や、旅行会社における教育旅行商品づくりのノウハウの蓄積、さらには、応援消費等による地域経済の回復につながる。

